

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年9月30日(金) 午前9時30分から午前10時20分
会議場所	糸魚川市役所 2階 203・204会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席10名、欠席6名）】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、15番齋藤清美委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：3番大島博委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席2名）】 出席委員：8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席12名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋主任主事（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	4番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 付議事項

- | | | |
|-------|---|----|
| 議 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3009～No.3010 | 2件 |
| 議 第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4002 | 1件 |
| 議 第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5021～No.5022 | 2件 |
| 議 第4号 | 農用地利用集積計画案について
No.54 | 1件 |

日程第3 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員の6名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、14番田中清委員からもご出席いただいております。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝付議事項</p>
議長	<p style="text-align: center;"><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。議案1頁をご覧ください。 3009番上早川地区、越地内の2筆866㎡について、所有権移転によ</p>

	<p>る贈与となります。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道東平線近くの場所です。譲渡人は今後耕作する予定がないため、実際に耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3010番大和川地区、大和川地内の10筆1,839㎡について、所有権移転による贈与となります。地図のNo.2、No.3をご覧ください。申請地は、市道彦助線近く及び広域農道平牛上覚線沿いの場所です。譲渡人は、申請地を実際に耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>4002番下早川地区、上覚地内の2筆132㎡について、住宅敷地広幅のため転用したいものです。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道中央線沿いの場所です。申請人は、住宅に隣接する畑の部分住宅敷地として利用したいものです。農地の区分は、か-7（農業公共投資の</p>

議長	<p>対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>5021 番大和川地区、梶屋敷地内の1筆394㎡について住宅敷地のための売買による所有権移転となります。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、農道梶屋敷田屋1号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5022 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆176㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道姿田2号線沿いの場所です。譲受人は、現在実家に居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5022 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆176㎡について住宅敷地のための永年の貸借権設定となります。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道薬師堂線沿いの場所です。譲受人は、現在実家に居</p>

<p>議長</p>	<p>住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 木嶋主任主事</p>	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の4頁をご覧ください。</p> <p>54番下早川地区、西塚、東塚地内の4筆4,300㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10/31(月) 午前9：30～ 市役所2階会議室 <p>イ その他</p>